

# 基準点の種別ごとの測量方法について

基準点の種別ごとの測量方法は、下図の通りです。（運用基準第4条より）



(凡例) **復元** : 復元測量または効用確認測量

**オフセット** : オフセット測量

注1: この図にない基準点の測量方法については、区担当者に確認してください。

注2: 補助点及びMMS基準点は、保全の必要はありません。  
(測量標を区基準点担当者へ返却してください。)

注3: 節点と補助点の区別については、見た目では判断できないので、その都度、区基準点担当者に確認してください。

注4: 公共基準点3、4級の内、上記のものは復元測量または効用確認測量となります。

注5: 蒲田四丁目、蒲田五丁目、西蒲田七丁目及び西蒲田八丁目に設置されている基準点は復元測量または効用確認測量となります。

